

損害評価特別事務費補助金（継続）

【平成19年度概算決定額：101,693（95,429）千円】

対策のポイント

共済金の適切な算定のため農業共済団体等が実施する損害評価において、実測による調査に要する経費について助成を行います。

- ・ 農業共済事業は、全国的な農家の相互扶助、長期的な収支の均衡などを前提とした仕組みとなっていることから、公正かつ適正に損害評価を実施して共済金を算定することが必要です。
- ・ 損害評価は検見及び実測による調査で実施されていますが、実測調査は労力・経費の面で負担が大きいものの、客観的に損害を評価する上で欠かせない手法であり、その実施が必要です。
- ・ さらに、事業運営を円滑かつ効率的に実施する観点から、損害評価事務の簡素・合理化を進めることが重要となっていることから、評価眼の統一を図るため研修等を行うことが必要です。

政策目標

被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

<内容>

農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済における適正な損害評価を実施するため、被害耕地等の実測調査、農作物実測器具の更新、果樹共済及び園芸施設共済における評価眼の統一研修等に要する経費への助成を行います。

【補助率：10/10】

【事業実施主体：農業共済団体】

【事業実施期間：昭和33年度～平成21年度】

[担当課：経営局保険監理官（03-3501-4043（直））]